

ID: 82

担当部署: 健康推進課

<b>処分の概要</b>	葬祭費の支給		
<b>例規名 根拠条項</b>	大河原町国民健康保険条例 第6条第1項		
<b>例規番号</b>	昭和34年条例第8号		
<b>【基準】</b>			
第6条の規定による。 (葬祭費)			
第6条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し葬祭費として50,000円を支給する。			
2 前項の規定にかかわらず葬祭費の支給は同一の死亡につき健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。			
<b>標準処理期間</b>	30日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年7月5日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日